

長野県宅地建物取引業協会長 様

千曲市長 岡田 昭雄



立地適正化計画に伴う届出制度について（依頼）

日頃より都市計画事業の推進に格段のご協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、国においては、人口減少、少子高齢化に伴う課題に対応し、持続可能なまちづくりを推進するため、コンパクトシティの形成を支援しており、この取組を制度的に推進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度が創設されています。現在多くの市町村においてコンパクトシティの形成等に向けた検討が進められ、平成 28 年 12 月末現在では、全国の 309 の都市において計画の作成に関する具体的な取組が行われ、長野県内においても複数の自治体が既に取り組んでおります。

当市においても平成 26 年度より立地適正化計画の策定を進めており、3 月 31 日の公表を目指して現在策定作業を進めております。

計画が公表された場合、都市再生特別措置法に届出制度が規定されていることから、開発行為や建築等行為について、行為の 30 日前までに届出が必要になる場合があります。

つきましては、届出制度の概要及び手引き等を市のホームページ（都市計画課 <http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2015010800036/>）に掲載いたしましたので、会員の皆様に周知していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、貴会上小・更埴支部長宛には別途通知を送付してあります。

千曲市建設部 都市計画課計画係

担 当：洞田、大日方

T E L：026-273-1111（代表）

内 線：5622、5621

E-mail：tosikei@city.chikuma.nagano.jp